

新ひだか町議会災害時対応マニュアル

平成 29 年 11 月

新ひだか町議会

[一部修正] 令和4年4月1日

I 本会議（委員会）開催中の対応

1 本会議等の開催中に災害等が発生した場合の対応

- 大きな揺れを感じる地震が発生したとき
- 庁舎内で火災や事故等が発生したとき

- (1) 議長（委員長）は、本会議（委員会）の継続が困難であると認める時は、発言の途中であっても直ちに会議の休憩を宣言し、災害等の状況に応じて、議会運営委員会等の開催について協議を行い、本会議（委員会）の「再開」、「自然散会」、「延会」、「中止」等の判断を行う。
- (2) 議場（委員会室）から避難が必要になった場合、議長（委員長）は、議会事務局（以下「事務局」という。）に傍聴者を初めとする議場（委員会室）内参集者の避難誘導を指示し、全員の速やかな避難を図るものとする。
- (3) 事務局は、災害・被害の状況把握に努め議長（委員長）に報告する。
- (4) 議員は、災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、町担当部局へは問い合わせを行わないこととする。

II 散会后、休会中・閉会中の対応

1 町防災マニュアルに定める第1 配備体制（準備体制）が取られた場合

- 気象等に関する警報が発表されたとき。
- 町内に震度4の地震が発生したとき
- 沿岸に「津波注意報」が発表されたとき

- (1) 議長及び議員の対応
議長及び議員は、テレビ、ラジオ等により災害状況の確認をするもの

とする。

(2) 事務局の対応

災害等の発生により、町が防災マニュアルに定める第1配備（準備体制）をとった時は、事務局長（参事）は事務局に参集するとともに、議長に第1配備体制がとられた旨を連絡する。解除した場合も同様とする。

2 町防災マニュアルに定める第2配備体制（警戒体制）が取られた場合

- 気象警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。
- 町内に震度5弱の地震が発生したとき
- 沿岸に「津波警報」が発表されたとき

(1) 事務局の対応

災害等の発生により、町が防災マニュアルに定める第2配備（準備体制）をとった時は、事務局長（参事）及び主幹、主査職の職員は、事務局に参集するとともに、議長に第2配備体制がとられた旨を連絡する。解除した場合も同様とする。

(2) 議員の安否確認と連絡体制の確立

①議員は自身の安否等を事務局へ連絡し、連絡体制を確立するものとする。ただし、気象警報が発表された時点では連絡は必要としない。

ア. 安否の確認と現在の状況確認

イ. 現在の居場所

ウ. 自宅の固定電話、ファックス、メールの使用可・使用不可

エ. 携帯電話の使用可・使用不可

オ. その他特に必要な事項

②事務局への安否確認の連絡方法は次の順位によるものとする。

ア. 電話 事務局長携帯電話

(事務局長に連絡が取れない場合は、別に示す事務局職員の携帯電話)

イ. 電話 役場49-0313 (直通)

ウ. Eメール gikai@town.shinhidaka.lg.jp

エ. ファックス 役場 43-3900

- ③事務局は、議員の安否を議長に連絡するとともに、町が第2配備体制をとった旨を議長に連絡する。

(3) 議会・議員の果たすべき役割

- ①行政が災害対応に専念できるための協力・支援を行う。
- ②議員は、地域における被災状況の収集や被災状況に応じた支援に努めるとともに、地域の一員として避難誘導、避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- ③議員は、地域における被災情報や被災者からの要望等の情報収集に努め、必要に応じ事務局に情報提供する。
- ④議長は、必要があると認めるときは議長室に参集する。また必要に応じ、他の議員を招集することができる。

(4) 情報の共有・伝達

①情報の共有等

- ア. 事務局は、議長に被災状況及び町の対応等について報告するとともに、必要に応じて議員に連絡する。
- イ. 議員は、災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、町担当部局へは問い合わせを行わないこととする。
- ウ. 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ事務局に情報を提供する。ただし、特に緊急性があると認めるときには、議員が直接、町の担当部局へ連絡するものとする。

(特に緊急性がある場合の例)

- ・避難所で食糧等の物資が不足しているとき。
- ・道路等のひび割れや陥没などの情報提供が必要なとき。
- ・その他特に緊急性が高いと認めるとき。

②議員への情報伝達方法

事務局から議員への情報伝達方法の優先順位は次のとおりとする。

- ア. メールによる伝達
- イ. ファックスによる伝達
- ウ. 電話による伝達

3 町災害対策本部が設置されたときの対応

- (1) 議会事務局は、全職員が参集するとともに、町が災害対策本部を設置した旨を議長及び議員に連絡する。
- (2) 以下、町災害対策本部が設置されたときの議員及び事務局職員の対応については、上記「2 町防災マニュアルに定める第2 配備体制（警戒体制）が取られた場合」に基づく初動とする。
- (3) 議長は、必要があると認める時は、事務局職員を町防災マニュアル等に基づく支援等に当たらせることができる。

4 自主参集

事務局職員は、気象予報及び災害情報をテレビ、ラジオ等により積極的に収集に努め自己判断により参集する。

- ◎「震度4」の地震が発生したときは事務局長（参事）が直ちに参集する。
「震度5弱」のときは、主査以上の職員
「震度5強以上」のときは全職員が直ちに参集する。

5 その他

その他、災害発生時における事務局職員の初動対応については、当該マニュアルに定めるもののほか、新ひだか町職員初動マニュアルに準じるものとする。

Ⅲ マニュアルの見直し

このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

< 資 料 >

◎ 新ひだか町災害対策本部設置基準

風 水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・ 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・ 多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・ 多くの交通機関の傷害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・ 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・ 多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・ 多くの交通機関の傷害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地 震 津 波	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度6以上の地震が発生したとき。 ・ 沿岸に「大津波」の津波警報が発表されたとき。 ・ 地震・津波による大規模な被害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき。
そ の 他 大 事 故 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救急活動の難航が予想される時。

◎ 配備体制

区分	体制	配備基準	配置内容
災 害 対 策 本 部 設 置 前	第1配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象等に関する警報が発表されたとき。 2 その他町長が必要と認めたとき。 	第1配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員で、更に次の配備に移れる体制
	第2配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2 その他町長が必要と認めたとき。 	第2配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員で、災害の発生と同時にそのまま非常活動を開始できる体制
設 置 後	第3配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部設置基準による 	第3配備人員とし、災害の状況等によりそれぞれ災害応急活動ができる体制

